

邑南町監査委員告示第 5 号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、令和8年1月29日付け邑総第97号により定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、同法同条同項の規定により次のとおり公表します。

令和8年3年2日

邑南町監査委員 迫 田 悦



邑南町監査委員 宮 田



監査結果に係る措置状況報告書

別添のとおり

監査結果に係る措置状況報告書
(令和8年1月)

邑南町監査委員

令和7年7月定期監査報告での監査意見に対する措置状況

監 査 意 見	措 置 状 況
<p>1.補助金交付執行事務調査</p> <p>【指示事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も事業実施要綱等に基づき、交付事務の適正化を図っていただきたい。 <p style="text-align: right;">(関係課)</p> <p>2.基金の現況について</p> <p>【指示事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(定)高額療養費貸付基金 旧瑞穂町、石見町から引き継いで合併時に設置されているが、平成22年以降利用者がいないため、令和5年度に600万円から300万円に減額されている。限度額適応認定の適用が受けられない等の場合、必要性があるとは思われるが、今後の動向を注視し、さらなる減額も検討されたい。 <p style="text-align: right;">(町民課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(定)文化、芸術振興基金 旧瑞穂町から引き継いで合併時に設置されているが、殆ど活用されていない。少額の基金であり、今後、文化・芸術的行事等があれば、優先的に支出することとし、当面行事計画がなければ廃止を検討されたい。 <p style="text-align: right;">(学びのまち推進課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(定)奨学基金 基金総額に対して令和6年度末の貸付総額の割合が低調である。ニーズはあると思われるので、一層の制度の周知を図るとともに減額も検討されたい。 <p style="text-align: right;">(学びのまち総務課)</p>	<p>【町民課 令和7年9月】</p> <p>転院などで限度額適応認定の適用が受けられない等の場合、自己負担が高額となる場合があります。HPで制度の周知を図ります。</p> <p>(HP掲載済み)</p> <p style="text-align: right;">判断基準(2)</p> <p>【学びのまち推進課 令和7年9月】</p> <p>これまで、音楽コンサートへの参加者前売り券の確保のために活用してきていたが、基金の活用方法も含めて、事業内容の再検討をしていきます。</p> <p style="text-align: right;">判断基準(2)</p> <p>【学びのまち総務課 令和7年9月】</p> <p>周知方法の見直しを図り、町内中学3年生や矢上高校での情報提供、広報での奨学金募集掲載と無線放送及び町ホームページに情報を掲載しました。申請状況の変化としては、令和6年度の2世帯2件から6世帯7件に増加しています。</p> <p style="text-align: right;">判断基準(2)</p>

・ (定) フィンランド共和国交流派遣貸付基金

平成29年度に設置され、翌年以降利用がない。関係する学校に周知を図るとともに、特定の国にとらわれない基金のあり方も検討していただきたい。

(学びのまち推進課)

【学びのまち推進課 令和7年9月】

フィンランド交流派遣事業での参加者の渡航費の半額を貸し付けるために活用しているもので、参加者へはこの基金があることは周知し、事業を実施しています。

現在、フィンランド共和国のエスポー高校との交流は継続しており、隔年での渡航研修を実施しており。今後もフィンランドとのつながりを継続したいと考えます。

判断基準(2)

※注釈：地方自治法199条第14項では、「措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない」と定められており、表中の回答空白は通知がなされていない。

令和2年6月定期監査報告での監査意見に対する措置状況

監 査 意 見	措 置 状 況
<p>1.基金の現況</p> <p>【指示事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(定)文化、芸術振興基金 旧瑞穂町から引き継いで合併時に設置されているが、殆ど活用されていない。入場券の事前購入費を賄う等のための現行の基金額であれば効果は薄いので廃止されたい。なお、継続しての設置する場合は、町民が優れた文化、芸術に近くにおいて触れられるというために素晴らしい公演、展示会の誘致等に向けて目的を変更し増額されたい。 ・(定)奨学基金 基金総額に対して令和元年度末の貸付総額の割合が23.5%と低い。一層の制度の周知を図られたい。 	<p>【生涯学習課】</p> <p>⑤現在は活用できていません。 今後はスポーツ観戦も含め、多方面での優れた文化芸術に触れることを念頭に置いた事業実施を検討したいと考えます。 また基金額については、今までの実績を考えると現状維持が妥当と考えております。</p> <p style="text-align: right;">判断基準(2)</p> <p>【学びのまち推進課 令和7年9月】 これまで、音楽コンサートへの参加者前売り券の確保のために活用してきたが、基金の活用方法も含めて、事業内容の再検討をしていきます。</p> <p style="text-align: right;">判断基準(2)</p> <p>【学校教育課】</p> <p>⑥広報や無線放送によるお知らせに加え、貸付対象者となる中学生を対象に奨学金制度についての文書案内を実施し、周知を図りました。</p> <p>【学校教育課 令和5年2月追記】 高校へも協力を得ながら保護者へ案内を行っております。今年度も引き続き中学生、高校生へ案内や広報、無線放送などメディアを通じて発信することを考えております。</p> <p style="text-align: right;">判断基準(2)</p> <p>【学びのまち総務課 令和6年6月追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 邑南町奨学基金条例施行規則を令和6年4月1日に改正し、邑南町以外が実施する奨学金との併用を可能とし、貸与月額上限の引き上げを行いました。向学心を持ちながら経済的理由によって就学が困難な方への支援として、引き続き制度の周知と奨学金事業を実施します。(学びのまち総務課) <p style="text-align: right;">判断基準(1)(2)</p>

【学びのまち総務課 令和7年9月追記】

周知方法の見直しを図り、町内中学3年生や矢上高校での情報提供、広報での奨学金募集掲載と無線放送及び町ホームページに情報を掲載しました。申請状況の変化としては、令和6年度の2世帯2件から6世帯7件に増加しています。

判断基準（2）

※注釈：地方自治法 199 条第 14 項では、「措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない」と定められており、表中の回答空白は通知がなされていない。

定期監査における「指摘事項」等に関する判断基準

※1 指摘事項

定期監査の結果、速やかに是正又は改善等を要する事項で、公表することが相当と認められるもので、次に該当する事項

- (1) 法律、条例、規則等に違反したもの（違法又は不当な事項）
- (2) 町に損害を与えたもの（故意又は重大な過失が認められるもの）
- (3) 機関の意思決定がされていなかったもの
- (4) 経済性、効率性及び有効性に著しく欠けるもの

なお、上記基準にかかわらず、前回「指示」を行った事項で、是正又は改善等の努力が認め難い場合は「指摘」とする場合がある。

※2 指示事項

指摘事項以外のもので、該当所属に対して文書によって指示し、是正を求めることが適当なもの

なお、「指摘」に該当する場合であっても、改善努力等が特に認められるもの、その他相当の理由があるものについては、「指示」とする場合がある。

※3 意見

「地方自治法第199条第10項」の組織及び運営の合理化に資するための意見として扱う

「監査意見等に対する措置状況」に対する判断基準

- (1) 効果的な改善措置が講じられたことを評価し、一層の推進を期待
- (2) 改善措置に向けて具体的に着手されており、今後の状況を見守る
- (3) 改善措置がまだ不十分で引き続き改善を進められたい